

県本部各部署長 殿
県下各警察署長

共	00	00	10	40	3年
---	----	----	----	----	----

宮本サ対第684号
令和6年5月30日
サイバーセキュリティ統括官

宮城県警察サイバーパトロール・モニター運用要領の改正について（通達）
宮城県警察サイバーパトロール・モニターの運用については、「宮城県警察サイバーパトロール・モニター運用要領の制定について（通達）」（令和5年4月26日付け宮本サ対第457号）に基づき実施してきたところであるが、その一部を改正し、別添のとおり実施するので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の概要

- (1) サイバーパトロール・モニターの委嘱期間について、委嘱日から1年間とした。
- (2) 所要の文言の整理を行った。

2 施行日

令和6年5月30日

担当：サイバー犯罪対策課
サイバーセキュリティ推進係

別添

宮城県警察サイバーパトロール・モニター運用要領

1 目的

宮城県警察サイバーパトロール・モニター(以下「モニター」という。)の運用について必要な事項を定め、生活安全部サイバー犯罪対策課(以下「サイバー犯罪対策課」という。)とモニターが連携し、サイバー空間における県民生活の安全と平穩の確保に資することを目的とする。

2 委嘱及び要件

サイバーセキュリティ統括官は、警察本部各課又は各警察署から、次に掲げる要件を満たしている団体又は個人の推薦を受けて審査の上、モニターとして委嘱し、団体の場合は別記様式第1号、個人の場合は別記様式第2号に定める委嘱状を交付する。

(1) 団体の要件

ア おおむね宮城県内において定期的に活動しており、サイバー空間における防犯活動等に熱意を有し、年間を通じてモニターの活動が行えること。

イ 構成員が、インターネットに関し豊富な経験と知識を有し、現にインターネットを利用していること。

ウ 団体の活動が公序良俗に反していないこと。

(2) 個人の要件

ア 宮城県内に居住する18歳以上の個人であること。

イ インターネットに関し豊富な経験と知識を有し、現にインターネットを利用していること。

ウ サイバー空間における防犯活動等に熱意を有し、年間を通じてモニターの活動が行えること。

エ 人格及び行動が模範的であること。

3 委嘱期間

委嘱期間は、委嘱時から1年間とする。

4 モニターの活動内容

(1) 違法情報・有害情報等の通報

(2) その他サイバー犯罪に関する情報の警察等への通報

5 通報要領

モニターは、前記4に掲げる違法情報・有害情報等を発見した場合には、サイバー犯罪対策課に対し、速やかに電子メール等で通報を行うこと。ただし、地域性が不明又は宮城県外の違法・有害情報については、インターネット・ホットラインセンターに対して通報し、その結果をサイバー犯罪対策課に報告すること。

6 モニターの遵守事項

サイバー犯罪対策課はモニターに対して以下の事項を指導すること。

(1) 委嘱期間中及びその後においても、活動に関して知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

- (2) 個人のプライバシーに関する情報やメールアドレス等の取扱いに慎重を期し、その秘匿については十分配慮しなければならない。
- (3) 協力者として委嘱されるものであり、特別の権限が付与されているものではないことを認識し、その活動に当たっては、関係者の正当な権利及び自由を侵害してはならない。

7 解嘱

サイバーセキュリティ統括官は、モニターが次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、解嘱することができるものとする。

- (1) モニターから解嘱の申出があったとき。
- (2) モニターとして相応しくない非行があったとき。
- (3) その他モニター活動に適さない事由があると認められるとき。

8 運用上の留意事項

生活安全部サイバー犯罪対策課長は、モニターの本来の業務等を考慮し、その運用に当たっては過度の負担を強いることがないように配慮すること。

また、ボランティアが積極的に活動できるよう情報提供を行うなど、ボランティアと緊密な連携の保持に努めること

9 通報の処理

サイバー犯罪対策課において、モニターからの通報を受けた時は、通報内容を精査し、当該通報の情報に関する事案を主管する所属長に通知するものとする。

10 事務

モニターの運用に関する事務は、サイバー犯罪対策課において処理する。